

静岡県告示第446号

ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年静岡県告示第828号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月19日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第6 給付金の額等</b></p> <p>給付金の額等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 受講修了時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の<u>20パーセント</u>に相当する額とする。ただし、当該<u>20パーセント</u>に相当する額が10万円を超えるときの支給額は10万円とし、当該<u>20パーセント</u>に相当する額が4,000円を超えないときは支給しないものとする。</p> <p>(2) 合格時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の<u>40パーセント</u>に相当する額とする。ただし、当該<u>40パーセント</u>に相当する額と受講修了時給付金との合計額が15万円を超えるときの支給額は、15万円から当該支給対象者に係る受講修了時給付金の額を控除した額とする。</p>	<p><b>第6 給付金の額等</b></p> <p>給付金の額等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 受講修了時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の<u>40パーセント</u>に相当する額とする。ただし、当該<u>40パーセント</u>に相当する額が10万円を超えるときの支給額は10万円とし、当該<u>40パーセント</u>に相当する額が4,000円を超えないときは支給しないものとする。</p> <p>(2) 合格時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の<u>20パーセント</u>に相当する額とする。ただし、当該<u>20パーセント</u>に相当する額と受講修了時給付金との合計額が15万円を超えるときの支給額は、15万円から当該支給対象者に係る受講修了時給付金の額を控除した額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公示の日から施行し、改正後のひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 令和2年3月31日までに修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例による。